

# 令和 4 年度 4 回福岡市開発審査会 会議録

|     |                                                     |                                                                                                         |                        |
|-----|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 開催日 | 令和 4 年 9 月 2 日（金）<br>午後 3 時 00 分から<br>午後 3 時 45 分まで | 場所                                                                                                      | 福岡市役所 15 階<br>1503 会議室 |
| 出席者 | 委員                                                  | 萩島会長、鳥飼委員、柴田委員、藤野委員                                                                                     |                        |
|     | 福岡市                                                 | 住宅都市局<br>建築指導部 柴田部長<br>開発・建築調整課 岳本課長、中野係長、野元係長、市丸係長、吉積、佐藤<br>総務企画局<br>企画調整部 児玉係長<br>農林水産局<br>農業振興課 永田係長 |                        |

凡例：以下において、○は委員、△は福岡市職員（住宅都市局）の発言を示す。

## 第 4 号議案

〈地域産業振興施設〉

○排水は既存の下水道を利用するのか。

△下水道が未整備区域であり、浄化槽を設置し浄化した汚水を既存の水路に排水する計画である。

○地元も理解されている状況で、規模が小さいため、影響は小さそうである。

（採決）

○ 承認する。

## 第 5 号議案

〈寺社仏閣及び納骨堂〉

○以前は空き地だったのか。

△田である。近隣の方が所有していたが、駐車場が足りず路上で待機するなどトラブルがあり、駐車場を増やしたいということで土地を取得している。

○すでに建物があり、駐車場だけであるということであるし、市街化の促進についても、市街化区域に隣接しているため、影響はなさそうである。

（採決）

○ 承認する。

## 第 6 号議案

〈社会福祉施設〉

○今回の土地は元々市街化区域で別に探されていたということによいか。

△社会福祉施設についても市街化区域で探すように指導している。それでも、土地の面積や利用条件でなかなか条件に合致する土地が見つからないようだ。

○コスト面が一番大きいだろう。

△コストで考えると調整区域になってしまうため、コスト抜きで探すよう指導している。

○建物を増築することだが、例えば市街化区域内の既存建物にテナントとして入ることはできないのか。

△市街化区域内であれば可能である。

○テナントとしても適合する建物がなかったという解釈でよいか。

△物件を探す条件として賃貸物件でよいところや自前で持ちたいところもあり、そこは各法人等で考え方が違う。また、テナントとなると、なかなか家主等の理解が得られないという事情もある。

○今、20 名だった定員が 31 名に増えていて、増築してまた増えるのか。

△31 名に対応するための増築である。ベッドのサイズが大きくなったり、従業員の数が増えて手狭になっているということで今回の計画となっている。

○敷地内の増築であるし、実態の活動が増築で劇的に増えるという感じではない。

(採決)

○ 承認する。

#### 第 7 号議案

〈社会福祉施設〉

○二つの施設を一つにとのことだが、定員はどうなるのか。

△人数を増やすわけではない。

○施設にはどのように通うのか。

△車等で送迎するほか、親御さんが連れてこられたり、利用者によって違う。

○建物の規模としては、住宅街にあっても目立たない規模。ほかに探したが適地がないということではないか。

△このような相談があった場合、すぐに審査会に諮っているわけではなく、市街化区域で探すように指導しており、その状況も確認し、見つからなかったもののみ附議している。

○すでにこの土地で活動しているため、このエリアで探さなければならない事情もあるだろう。

(採決)

○ 承認する。